

集団的自衛権行使容認の動きが強まる中で迎えた憲法記念日に当たっての会長談話

平成26年5月3日

長野県弁護士会

会長 田 下 佳 代

本日、日本国憲法が施行されてから67年目の憲法記念日を迎えた。

しかし、日本国憲法を巡る状況は、極めて危機的なものと言わざるを得ない。すなわち、日本国憲法9条に関して、閣議決定での解釈変更により集団的自衛権の行使を容認しようとする動きが、急速に強まっているからである。

日本国憲法9条は、戦争の放棄と軍備及び交戦権の否認を明確に定めるところ、その日本国憲法9条の下で集団的自衛権の行使は認められないという政府見解は、歴代内閣が国会答弁等で繰り返し述べてきたところであり、長年にわたり国家のあり方を形成し、確立された憲法解釈である。

ところが、現在の動きは、この確立された憲法解釈を、時の一内閣の閣議決定によって、全く変えてしまおうというものである。

この動きは、日本国憲法の基本原則の一つである恒久平和主義をないがしろにするものであるとともに、憲法により国家権力を制限し人権保障を図ることを目的とする立憲主義にも真っ向から反するものであって、到底許されるものではない。

当会は、この立場から、昨年11月30日に開催された臨時総会において、「集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する総会決議」を行っているところである。

さらに、最近の報道によれば、上記解釈変更の正当性の根拠として、「砂川事件」における最高裁判決（最高裁判所昭和34年12月16日大法廷判決）が取り上げられているという。しかし、これは全く理由のない、牽強付会ともいふべき議論である。すなわち、前記砂川事件判決は、日米安保条約及びこれに基づく政府の行為が合憲か否かの憲法判断を回避した判決であるに過ぎない上、そもそも同事件においては、日本が集団的自衛権を行使できるか否かについては全く争点になっていな

かったものである。そして、政府自身、この判決の後も、前述した集団的自衛権の行使は認められないとする政府見解を繰り返し述べてきたものである。

当会及び日本弁護士連合会は、これまで再三、日本国憲法が平和と基本的人権保障にとって積極的役割を果たしてきたことを表明してきた。今年の憲法記念日に当たって、当会は、改めてこのことを強く主張するものである。

そして、当会は、憲法が最高法規として国家権力を制限する立憲主義の意義も改めて訴えるものであり、政府がかかる立憲主義の意義を理解した行動をとることを強く求めるものである。